

平成28年度 第3回新居浜市空家等対策協議会 会議録

- 1 日 時 平成28年11月25日（金） 10時00分～11時30分
- 2 場 所 新居浜市役所 3階 応接会議室
- 3 出席者 会 長 1人  
委 員 14人（定数15人）  
事務局 5人
- 4 傍聴者 3人
- 5 議 題 (1) 空き家に関する所有者等の意向調査について  
(2) 新居浜市空家等対策計画について  
(3) 今後のスケジュールについて  
(4) その他

5 内 容

事務局	<p>お待たせいたしました。お時間が参りましたので、只今から、平成28年度第3回新居浜市空家等対策協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の協議会の進行を務めさせていただきます、事務局の建築指導課石川でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会次第に従いまして進行させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、当協議会会長の新居浜市長 石川 勝行がご挨拶を申し上げます。</p>
会長（市長）	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>第3回新居浜市空家等対策協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、前回の協議会では、特に問題となっております、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある状態等の「特定空家等」について、新居浜市としてどのように判断していくかをご検討いただき、その基準を決定していただきました。ご案内のとおり、本市には老朽化による倒壊のおそれがある等の危険な空き家が約600戸存在しており、今後、この判断基準により「特定空家等」の判断を行っていくこととなります。</p>

	<p>また、今回からは、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定されております「空家等対策計画」について進めてまいりたいと存じます。本協議会におきましては、この「空家等対策計画」の作成及び変更並びに実施に関する事項は重要な検討項目でございますことから、委員の皆様方には忌憚のないご意見等を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>終わりになりますが、「空家等対策計画」は本市における空家等対策の基本的な方針を示すものであり、安全で安心なまちづくりを進めるうえで大変重要な計画でございますので、委員の皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の「会次第」でございます。</p> <p>それから、「空き家に関する所有者等の意向調査」の依頼文及び調査票、「今後のスケジュール」、「空家対策の推進に関する特別措置法第6条第2項の説明」そして事前にお渡ししております「新居浜市空家等対策計画（案）」でございます。</p> <p>すべてお揃いでしょうか。資料に不足がございましたら、お申し出くださいますようお願いいたします。</p> <p>これより先は着座にて進めさせていただきます。失礼いたします。</p>
事務局	<p>これより議事に移らせていただきます。</p> <p>協議会設置要綱第4条により会長が議長になると規定されておりますので、これより先の議事進行は、会長である石川市長をお願いいたします。</p>
会長（市長）	<p>それでは、規程によりまして、これより私が議事を進めさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>まず、議題1「空き家に関する所有者等の意向調査について」でございます。これにつきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の高橋でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>（報告）</p> <p>以上で、空き家に関する所有者等の意向調査についての報告を終わります。</p>
会長（市長）	<p>それでは、只今のアンケート調査の説明につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
A委員	<p>よろしいですか。</p>
会長（市長）	<p>どうぞ。</p>
A委員	<p>一番初めの回答の問題ですが、所有者数が2, 891人で、回答</p>

	されたのが1,099人。これは持ち主が判らなかったのでしょうか、それともそういうことには答えてくれないということでしょうか。
会長（市長）	はい。事務局お願いします。
事務局	全部お送りさせていただいて、未到達であったものが244通。これについては我々が把握している登記等されている所有者と違うものであって届かなかったもの。それ以外回答が無かったものについては、到達しているが返送がなかったものとして、本人様が回答しなかった、あるいは一物件につき調査票を送っておりますので、一人で複数件持っていらっしゃる方は一枚で済ませたりとか、あるいは全て面倒なのでという理由で送らなかったのではないかと思います。
A 委員	それでは所有者が判らない人というのはいなかったのですか。
事務局	平成23年度の調査の後、追跡調査したもののの中で、所有者が判明しているものについてお送りさせていただいております。
A 委員	そうしたら、判らない人もいるということですね。
事務局	判らない人については、送付先が判らないので送っておりません。
A 委員	わかりました。
会長（市長）	よろしいですか。 他に何かご質問等ございましたら。
	（意見無し）
会長（市長）	はい。それでは今の時点で特に無いようでしたら、また後ほどでも結構ですので、次に進ませていただきます。 議題2「新居浜市空家等対策計画（案）について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、資料の中の「新居浜市空家等対策計画（案）」をご覧ください。 （説明） ご審議をよろしくお願いいたします。
会長（市長）	議題2「新居浜市空家等対策計画（案）」に関しまして、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。
A 委員	いいですか。
会長（市長）	はい、どうぞ。
A 委員	18ページに、空き家の分類がA B C Dとなっているのですが、これは危険度の大小を示されているのではないかとということ、空き家の位置図が載っていますが、調査をして数を出していると思うのですが、これは、危険度を表している状態がA B C Dだと思うのですが、地図に載っております中で青点が379と書いていますよね。私どもの地域でも何か所かあるのですが、これは危険度を表し

	ていると思いますが、どんなことでしょうか。
事務局	位置図については、平成23年度に全市域を対象として行いました「老朽危険家屋」の調査の中から危険度の高いものについて、追跡調査として平成27年度に実態調査を行い、危険度150、老朽度100を超えているものはレベルⅢ、危険度150超のみはレベルⅡ、その他はレベルⅠとしたもので、市内のこの場所にこういった危険性、あるいは老朽性のある建物があるといったものの分布図として落としているものになります。この中では危険度Ⅰ～Ⅲという表記にしておりますが、これ以降、特定空家等の判定基準、前回で決定していただきました基準を基にこの計画をもって来年度以降、空家等のA B C Dの4つのレベルに判断させていただいて、そのレベルごとに相談・措置等に移っていくという考えでございます。
A 委員	わかりました。これに入らない所は空き家とみなさないのですか。例えば危険度は無いけれど、誰も住んでいない空き家が結構あるのですが、それは今回の空家対策の対象にはならないのですか。
事務局	これにつきましては、18ページにイメージとして書かれております空き家（老朽度A）、「老朽度A 良好」のものとして、データベースの中で判る範囲は把握させていただいて、そこからもし老朽度が進んだ場合に老朽度Bへという形で認識して対策を取っていくようになるかと思っております。平成27年度の追跡調査の結果で、位置図では青、黄、赤の表示しかしておりませんが、これ以外に老朽度の高くないものとして緑の表記でデータベースとして持っているものもございますので、それと照らし合わせながら対策を進めていくようになるかと思っております。
A 委員	はい。そうしたらですね、今回はこの対策をすると。今からも空き家がどんどん増える可能性があるのですが、どのように考えておられるのでしょうか。
事務局	今後増えていく空家等につきましては、平成23年度及び平成27年度に行いました実態調査と同様に、何年後かには市域全体の空き家の判断をしていく必要があると思っておりますので、そういった実態調査を進めていく、あるいは検討していくということが必要になるかと思っております。
A 委員	わかりました。地域によれば、誰も住んでいない敷地も建物も綺麗な空き家でも物を捨てられるというようなことがありますので、お聞きしました。ありがとうございました。
会長（市長）	はい。よろしいですか。 他にございませんか。
B 委員	すみません。
会長（市長）	どうぞ。

B 委員	<p>3 点程ありまして、まず 1 点目が 2 3 ページで、今後特定空家の判断をしていく上で、市民目線で専門部会で協議して、その結果を新居浜市へ伝えるということになっています。この専門部会は現在、2 名で判断しておりますけれど、要望としましては、専門部会の委員についてできればメンバーの増員をお願いできればというのが 1 つ。来年から判断の機会が増えてきますので、市民目線でやはりバランスとして委員 2 人というのはちょっと少ないのではないかというのが 1 点です。</p> <p>2 4 ページのこれも大事な問題で、緊急を要する場合ということで、これも今後条例等でいろいろ検討していくと思うのですが、法律的に許される範囲がどこまでかというのは、これが非常に慎重に判断していく必要がありますので、委員に弁護士の先生もいらっしやいますので、その辺との協議を今後十分にしていきながら検討していくということが必要じゃないかと思います。</p> <p>それともう 1 点が、今回のアンケートは非常に興味深い結果が出たと思います。4 1 ページの建築時期ですが、特に新耐震基準以前、昭和 5 6 年 6 月以前の建物が想像していた通りかなり多いということでもございました。空き家の中に占める、例えば流通に乗る割合というのは、これを見ると多分、築浅物件は非常に少ないということと、特定空家というのは今後近々の課題ということですが、それも割合的にはそんなに多くないということでしたが、先程の委員の方のお話にもありましたように、今後ますます増えていくと思われまます。私の住んでいる近くにも昭和 4 0 年前後の建物が結構多くて、そこにお年寄りが 1 人ないしご夫婦で住まわれている状況がございまして、あと 1 0 年経つとこの辺も空き家になってしまうのではないかと思います。昭和 5 6 年 6 月以前の建物が非常に多いと思うので、ここを何とか解消していかないことには全体の空き家がどんどん増えていくと思われまます。先程のアンケートの中には、地域貢献とか、N P O 法人とか、利活用をしたいという方が意外と少ないという結果が出ていましたが、私の要望としましては、他市や他県の状況を見ながら、そういったことの補助なども新居浜独自の案として、知恵を絞りながら空き家を減少させていければいいかなと思っております。</p>
会長（市長）	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは 3 点ありましたけれども、まず 1 番目の専門部会委員の増員について何か案ございますか。</p>
事務局	<p>はい。専門部会委員の増員につきましては、先日の専門部会の中でも提案された事項でございます。特定空家等の候補が市内に約 6 0 0 件程ございまして、その中でも特に酷いものについては約 1 2</p>

	<p>0戸程あるというデータを、平成27年度の実態調査でいただいております。これについて、平成29年度から判断していくわけですが、初年度に全体を一気にやってしまうということはやはり難しいかと思えます。所有者の調査、また現地の調査ができたものから、専門部会の中で判断していただくように考えておりますが、今はお二人の委員さんになっていただいておりますけれども、確かにその点についてはちょっとご負担をお掛けしたり、もっと多くの目線があった方がいいのではないかとということもございますので、平成29年度からは委員の増員を検討しております。これにつきましては、協議会委員の皆様にもお諮りして決定していきたいと考えておりますが、我々としては第4回協議会でこの対策計画を最終的に確認していただいた後、あるいは平成29年度の第1回の協議会の折に、再度、専門部会委員さんを検討して協議のうえ決定させていただいたらと考えております。</p>
会長（市長）	その専門委員さんというのは、委員さんの中から選ぶのですか。
事務局	はい。
会長（市長）	委員さん以外からではなく。
事務局	はい。
会長（市長）	今のようなことでよろしいですか。
B委員	はい。
会長（市長）	それでは2つ目の緊急に対応する場合の判断について。
事務局	<p>緊急措置の対応についてでございますが、前回の協議会の中では、ご提案だけさせていただいております。今後、この協議会で検討を進めていって、平成29年度に実施できるかどうか、条例化を含めて検討していきたいということで、お話をさせていただきました。前回、C委員さんからは法的な所を検討してということで、本日B委員さんが仰ったことと同じようなことを、仰っておりますけれども、このことについては、今後、委員の中に弁護士の方がいらっしゃいますので、ご意見をいただきながら、法的な部分をクリアして条例化なり規則で行うのか、その辺りも検討しながら進めて参りたいと考えております。</p>
会長（市長）	<p>はい。只今のような回答でよろしいですか。</p> <p>それでは3つめ。今後増大が予想される空き家対策、いわゆる空き家予備軍の対応ですが、何かありますか。</p>
事務局	<p>空き家予備軍につきましては、本市のみならず、全国各市町において懸案事項となっているところでございます。今後、潜在的に残っている空家等については、先程A委員様からのご質問がございましたように、今後時期を見て実態調査を行い、尚且つ、連合自治会とも協力しながら地域の空き家の洗い出しを行っていかれたらと思っ</p>

	<p>ております。その方法については、今後協議の上で決めさせていただいて、把握に努めて参りたいと思います。さらに、広報として市政だより、ホームページ、インフォ新居浜等のメディアを活用をして空家等の適切な管理を促していく、また、空き家の発生抑制、あるいは利活用に向けた対策等を進めていけたらと考えております。そのためにも、委員の皆様のご意見を都度いただけたらと思っております。よろしく願いいたします。</p>
会長（市長）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、その他何かご意見ご質問ありましたらお願いいたします。</p>
D 委員	<p>基本計画に目を通させてもらいました。短い期間の中で標準モデルがあるとはいえ、市民に対する意向調査、市政モニターアンケート調査、そういったものを実施されながらここまでよくまとめられていると思っております。その上で、意見と質問をさせていただいたらと思います。</p> <p>まず意見ですが、先程 B 委員さんからありましたように、ここまで興味深いアンケート調査を行ったうえで、新居浜市ならではの特性、特殊事情を踏まえて、それをいかに反映させていくかという部分がすごく大事だろうと思っております。それを踏まえまして、17 ページの基本理念という記載の部分でございます。基本理念は何かと見ておりましたら、その下にありますア～オまでの項目を列挙されている。大変申し訳ないのですが、ア～オにつきましては基本理念というよりは取組方針、あるいは取組内容ではないかと思うのです。ア～オまでを取り組むことによって、何をどうしたいのか、新居浜市の空き家対策としては何をどうするのかという部分を基本理念として掲げられるのがよろしいのではないかと思いますので、その点についてはご検討いただいたらと思います。</p> <p>それから、この計画は長期総合計画と連動させて、20 ページの上にあります計画期間は4年間と記載されております。これは質問ですが、この4年間で何をどこまでやろうとしているのか年次計画のようなものは考えておられるのか。もし考えておられるのであれば、この計画ですけれども、空家等対策計画なのですね。空家等対策計画という位置付けは、基本計画なのか実施計画なのか、その両方を含むのか、それによってこの計画期間の4年間で具体的に何をどうするというを計画の中に入れ込むのか、それとも別の実施計画レベルのものを作られようとしているのか、その辺について事務局としてどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。</p>
会長（市長）	<p>はい。それではまず1点目の基本理念の記載の仕方ですが、これ</p>

	はもう一度検討しますか。
事務局	基本理念の件については、ご意見がありましたことも踏まえまして、基本線はこの計画に記載している通りで進めたいと思いますが、今いただいたご意見を基に少し見直し等を重ねて、次の機会の皆様にご報告できたらと思います。
会長（市長）	そういうことでよろしいですか。
D 委員	はい。
会長（市長）	それと2点目。4年間の目標、実施計画なのか基本計画なのか。その辺の考えがありましたら説明をお願いします。
事務局	本計画案につきましては、市の基本的な方針を示すものでございまして、計画期間にも書いてあるとおり、必要に応じて見直しを図るものとしております。今の所、第5次長期総合計画の最終年度に合わせまして4年間としておりますけれども、空き家の対策については4年間で終わるものとは考えておりません。これから先、空き家の問題は、抑制、あるいは利活用によって数は減っていくとは思われますが、完全に無くなるものとは考えておりませんので、それ以降も見直しの度に計画期間の延長等を図っていく必要があるものと考えております。
会長（市長）	ということは、今回の計画は具体的な実施計画ではなく、基本的な方向を示す計画ということでございますか。
事務局	そうです。
会長（市長）	そういうことですが、よろしいですか。
D 委員	大変難しいと思うのですが、やはり空き家が3,000戸程あって、そのうち対象になったのが600戸。その600戸を減らしていくという目標といいますか方向性は決まっているわけですから。ではそれを何年にどの程度というのが、一般的にはそういう見方をされるのかなという思いもありますので、そこはこれが基本計画という位置付けであれば、別の部分で実施計画的なものもお持ちの方がよろしいのではないかと。これも意見として述べさせていただきます。
会長（市長）	はい。その点につきましては今後の検討課題ということで、具体的な実施目標をどうするとか、決めるのか決めないのかも含めて検討するというところでよろしいですか。
A 委員	よろしいですか。
会長（市長）	はいどうぞ。
A 委員	4年間検討とか、あるいは実施ということですが、私達は実施していただかないと。喫緊の問題ですから。検討を4年間しているとか、4年後にこういうことをするとかいうのは、私は市民の立場としてですね、大きな問題だと思うのですよ。4年間まだ研究ですよ



	<p>というのは。こういうものが立ち上がって、我々市民は、空き家対策はできていると自治会でも相談しているのですが、そうしたら即対策できるのかなど。来年度というようなことを計画していて、それ以降に対策していただけるのかと思っていたら、4年間は実施ではないと、4年後に実施だというような話になりますと、何か変ではないかという気はしますが。一緒に進めてもらわないといけないと思うのですがどうでしょうか。</p>
会長（市長）	<p>それは説明不足であったと思いますが、後程スケジュールの説明があると思いますけれども、そこで条例の策定までいくかどうかについて、まず検討していただくと。もちろんその間も具体的に実施はしていくのですが、先程言っていたのは4年間の実施目標ですね。例えば、空き家が600戸あるのを何戸に減らすとか、そういう具体的な数値目標は今の所定める予定はないと。とにかくやっていくのはやっていくということでございます。</p>
A 委員	<p>それならいいのですが、ちょっと違うみたいな気がしたので。</p>
会長（市長）	<p>ということでもいいですね。 他に何かございますか。</p>
E 委員	<p>よろしいですか。</p>
会長（市長）	<p>はい、どうぞ。</p>
E 委員	<p>今日の報告を聞かせていただいて、非常に皆様ご苦勞で大変な作業をされているということを、敬意を持って見ているわけですが、ただ、この空き家というのはひとつの社会現象みたいなところがありまして、各専門分野が協力して行わなければならないということはおよく分かっております。我々としては何が協力できるかということをお考えますと、ここにありますように、関係機関との協力体制を築いていくということが大事だという一文もございまして、そうしたら、我々としたら何をご協力させていただけるのかと。私の仕事がA B C Dというランク分けができるわけでもないですし、そういったしますと、相談業務を充実させるしかないもので、先程ありました社会現象の一環でしたら、数年前多重債務が不況の後非常に吹き荒れた時には、各関係機関で多重債務に対しての専門相談窓口を開いて予約対応していたという現状があります。我々は現在、市役所の行政等に基づいて法律相談ということは定期的にしておりますけれども、これを喫緊の問題とするのであれば、やはり空き家に特化したような法律相談のコーナーを設けるとか、そういうことをしていただいたら我々も非常に協力し易いです。普段、法律相談を受けている中でも、一番多いのは相続問題です。その中でよく話を聞きますと、空き家というのが言葉の裏のニュアンスの中に入っております。ですから、そこの部分を掘り起こして、特化したような相談</p>

	<p>業務を設けたら、非常にこの問題については対処しやすいと。我々の業界としては、そのようなことであつたらご協力できるのではなからうかと思ひますし、もしそういうことが必要ということであれば、市の方から具体的に各業界へこういうことについて相談を定期的にして欲しいとかいうことがありましたら、全体で取り組むこともできると思ひますので、この辺りご一考願えたらと、そのように思ひます。</p>
会長（市長）	<p>はい。只今のご意見に対して何か返答はありますか。</p>
事務局	<p>はい。確かに我々が相談をいただひている中で、相続問題というのはかなりのウエイトを占めております。1件で相続人の方が50人以上というような案件もございます。これらの解決を図るには、やはり各方面のエキスパートの方の力が必要であると思ひております。今回の計画案の中でも、そういった皆様との連携を図っていきたいというようなことで、計画に載せさせていただくことにしております。この連携先については、我々の方から文章、あるいは本日ご出席いただひております各委員様につきましては、それぞれの団体の方に直接お話しをいただひて連携できるような体制を作つていけたらと考へております。先程ご提案のありました相談等についても、こちらでも検討させていただひて、お願いできるものであれば是非ご依頼させていただけたらと考へておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。</p>
会長（市長）	<p>はい。この計画の中にも項目があるのですけれども、連携するというのはいいのですが、具体的に今言つたような相談窓口、あるいは相談の日を作るとか、そういうことまではまだ考へていないのですか。</p>
事務局	<p>今後検討していきたくて考へております。</p>
会長（市長）	<p>ということでございます。よろしいですか。 その他何かござひませんか。</p>
A委員	<p>もう1回いいですか。</p>
会長（市長）	<p>はい。どうぞ。</p>
A委員	<p>22ページのですね、空き家の相談体制ということで、建築指導課が空き家対策班を総合窓口に寄せるということでございますが、市長さんどうでしょう、今からはですね、いわゆる空き家というのは、空き家だけではなくてゴミの問題とかいろいろあります。そのために、各課にいろいろなご相談をしなくてはならないような体制ができると思ひのですが、しっかりとそういう課を作つてですね、本当に本腰を入れるということが望ましいのではないかなと思ひます。もちろんこれは来年度、再来年度からのことにならうかと思ひのですが、そういうことが大変大事なことはないかなと思ひます。</p>

	我々市民にとってはですね。ですからここに総合窓口を設けますよ ということは書いていただいているのですが、本腰を入れていただ きたいというのが私の本音でございますので、またこれを庁内でも 相談していただいたらありがたいなあと考えております。
会長（市長）	まさにここに書いてあるとおりで、今年から空き家対策班を作っ て、まず各課に関係していたことをここでまず一本化しようとい うのが今年の状況でございます。
A 委員	と言いながらもですね、私がびっくりしたのが、今、庁内の中か らここはこうしたらどうですかという意見が出て参るんですよ。 そちらの方で相談しておいてくださいというのが本音なんです から、ぜひそういうことを庁内でまとめていただくと。垣根を越え て行っていただきたいのですが。
会長（市長）	今日も各課全て来ているのですが。
A 委員	来ていてもですね、中で話していたらちょっとおかしいなとい うところが。
会長（市長）	そうですか。それは今後そういうことがないようにしていきたい と思います。
A 委員	すみませんが。
会長（市長）	はい。他に何かございますか。
	（意見無し）
会長（市長）	ないようでしたら、次の議題3「今後のスケジュールについて」 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料の中の「平成28年度 空家等対策協議会スケジュール(案)」 をご覧ください。 （説明） 以上で説明を終わります。
会長（市長）	只今の「今後のスケジュールについて」の説明につきまして、何 かご質問等ございましたらお願いいたします。
	（意見無し）
会長（市長）	今日の出た意見で修正をしたものを、パブリックコメントの前 にもう一度委員の皆さんにはお送りするか何かするのですか。
事務局	協議会を開催する予定にはしておりませんが、修正した部 分について委員の皆様には修正箇所を明示して書類をお送りさ せていただけたらと思います。
会長（市長）	その方が。それでよろしいですか。それでパブリックコメント をかけると。
事務局	はい。
会長（市長）	他に何かご意見ご質問ございませんか。
	（意見無し）

会長（市長）	特に無いようでしたら、議題4「その他」でございます。折角の機会でございますので、どんなことでも結構ですのご発言をお願いしたいと思います。
B委員	すみません。
	はい。どうぞ。
B委員	特定空家の法律ができて、特に特定空家に指定されるとですね、いろんな意味で法的な権限が与えられて助言・指導から始まってですね、勧告など、悪質な場合は撤去というようなことで進んでいくわけなんですけれども、新居浜市のスケジュールを見ておりますと来年度から順次そういった判定をしていくということなんです。他県、他市では特定空家の指定状況というのは、例えば松山市も協議会が発足して動いているというような話は聞いてきたのですが、指定状況などは把握されていますでしょうか。まだ県内ではあまり聞いてはないのですけれども、どうなのでしょう。
会長（市長）	把握していますか。
事務局	すみません。特定空家に認定したということについては把握しておりませんが、協議会の設置状況については県内では新居浜市が今年4月1日から設置をしております。順次各市においても進めていっております。平成29年度末までにはおそらく県下20市町全て協議会ができるものと思います。ただ、その中には法に則った協議会という組織ではない部分もございますので、全部が全部ということまでは、申し訳ないのですがはっきり覚えていないのですけれども、そういった対応を各市町はしているように聞いております。
B委員	わかりました。新居浜市がやや県内でも先行している。私もちょっとそういう認識でいたのですが、松山市の方が少し後に協議会ができたということで、では、まだ特定空家についてかなり動いている市町はまだないということですね。
事務局	ちょっとすみません。はっきり記憶していないのですけれども、愛媛県下では新居浜の方が進んでいるのではないかと思います。
B委員	そうですね。判断基準で来年度から判断していくわけですけれども、県外でもですけれども、やはりどういったものが特定空家に指定されたというような情報も、できれば今後は収集していただけたら助かると、判断する側からしたら思いますので、よろしくお願いいたします。
会長（市長）	それでは、県内外含めて他市の状況、特定空家の指定状況等を収集していただきたいと思います。 他に何かございませんか。
F委員	はい。

会長（市長）	どうぞ。
F 委員	空家対策というと、22ページに庁内体制が書かれてありますけれども、ちゃんと体制しようと思ったらこの倍以上になろうかなというのがあります。市内の役員の方に聞くと、空き家に青少年が入り込んで、そこで煙草とかを吸って悪さをするとか、そういった意見を毎年聞くのです。やっぱり一番危ないのが、そこで煙草の火などによる火災の問題があって、消防や警察の生活安全課などの幅広い体制が必要になっていて、この体制だけではきりがありませんが、今後これをするにあたって、各自治会とか生活安全課くらいはどこに空き家があるかぐらいは周知させた方が、パトロールなどをしてもらえると思うので、その点は是非ともお願いしたい点ではあります。
会長（市長）	何か今の事についてありますか。当面、庁内の消防も含めて、環境とか関係する部署はこの中のメンバーにいますが、今言った生活安全課という警察ですね。そこはこの中にはいないですが。
F 委員	特に体制をこうして欲しいという訳ではなくて、空き家がどこにあるかというだけでも。
会長（市長）	情報共有して欲しいということですね。
F 委員	はい。
会長（市長）	それを警察にお願いすることはできないのですか。
A 委員	地域の自治会長さんは把握しております。各家庭は必ず知っているのです。他所までは判らないですが、自治会の中の会長さんは、どこが空き家だとか、誰がいないというのは全員把握していると思います。
会長（市長）	自治会とか部外の所との情報共有をして、見守っていただくという体制ですね。それはまた考えてもらえるのですか。
事務局	はい。地元の事はやはり自治会の方が一番よくご存じだと思いますので、自治会との情報共有というのはかなり重要な位置を占めると思いますし、防犯防災の観点からも警察、消防との情報共有も重要なことではないかと思っておりますので、その辺りもまた内部で考えてそういった方向についても検討して参ります。
会長（市長）	はい。よろしいですか。 他に何かございませんか。
E 委員	はい。
会長（市長）	どうぞ。
E 委員	先程申しましたように、我々の業界もこの問題には、今後積極的に取り組んでいく予定でございます。愛媛県会でも空き家対策委員会というのを今年あたりから設けて、逐次やっていくつもりなんですけれども、何分にも法律ができたが現地が動いていないという

	ころがあつて、勉強しようにもしようがないということで、取っ掛かりがないので、非常にありがたいことにこういういろいろ資料があるのですけれども、果たしてどこまで勉強の資料に使わせていただいて良いものか。先程いろいろご意見がありましたこの資料のどのあたりまでを勉強会の資料として使わせていただけるものか、ご意見を聞かせていただけたらありがたいのですが。
会長（市長）	はい、どうですか。
事務局	はい。本日お渡ししております案については、策定後に使わせていただけたらと思います。今はまだ修正見直し等の段階でございますので、あとは個別に、勉強会等に資料として使いたいというものがありましたら、事務局にご相談いただけたらと思います。
E 委員	わかりました。
会長（市長）	アンケートは出しても構わないのですか。
事務局	市政モニターアンケートについては、ホームページに出ておりますので問題ないと思います。
会長（市長）	空き家のアンケートは。
事務局	空き家のアンケートについても分析が終了しましたので、その部分については大丈夫だと思います。
E 委員	スケジュール表（案）をいただいているものは、できたら愛媛県会の方に把握しておいてもらいたいと思うのですが、これは通知してもよろしいですか。
事務局	あくまで案ということでお願いします。
E 委員	案ということであつたら、これをもってどうこういうことはないのですけれども、一応、先程仰ったように、新居浜はかなり進んでいただいておりますので、他県の方からの照会もありますので。公表するようなものでもないのですが、今時ですので、なかなかこういうものを扱うのは勉強になることもありますので。
会長（市長）	どうですか。よろしいですか。
事務局	この通り進むという訳ではないので、案ということで、資料的な使い方をしていただくのであれば構いません。
E 委員	一般の方に公表するとか、そういう問題ではありませんので。そうしたら、我々の業界の中で資料的な扱いということできさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。
会長（市長）	よろしく願いいたします。 他にございませんか。
A 委員	ちょっと一ついいですか。 この空家等対策の推進に関する特別措置法ということで、1のところですね、対象となる地域及びと書いてあるのですが、対象となるというのはどういうことですか。

事務局	第1号の対象とする地区のことでしょうか。
A委員	はい、そうです。
事務局	新居浜市空家等対策計画、これ自体の対象となる地区のことです。
A委員	対象となる地域及びと書いてある、地域っていうことは。この地区というのはどういう意味だろうか。例えばですね、どこそこの地区は入れるけれども、ここは入れないとかいうようなことを書いているのかと。
事務局	新居浜市は全域ということですよ。
A委員	全市なんですよ。それなら問題ないですけども。対象となる地域と書いてあるから、対象とならない地域もあるのかなと。
事務局	全国の市町では、計画の中でこの地区だけ重点的にという場合もございます。
A委員	わかりました。
会長（市長）	他にございませんか。
	（意見無し）
会長（市長）	無いようでしたら、本日の議事をこれで終了させていただきたいと思っております。熱心に円滑な議事進行にご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。 ここで事務局にお返しいたします。
事務局	委員の皆様、非常に貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。第4回の開催日程につきましては、改めてご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。 以上で本日の会は終了させていただきます。長時間にわたりお疲れさまでございました。ありがとうございました。